

フルハーネス型墜落制止用器具使用特別教育のご案内

今回の法改正により、安全帯を「墜落制止用器具」と改め、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となり、特別教育の受講が義務となりました。平成31年2月1日から施行。高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネスを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）は特別教育の対象業務に追加されました。

*科目の一部省略出来る場合もありますが、当協会では事故防止を目的に全て行います。

記

1. 講習日程 1日間 (9:30~16:40) 10分前までに入室して下さい。

2. 会場 船橋市勤労市民センター 船橋市本町4-19-6

3. 講習内容

学 科 科 目	範 囲	時 間
作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類・構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検・整備の方法 ③作業の方法	1.0時間
墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付設備等への取付方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2.0時間
労働災害防止に関する知識	①墜落による労働災害防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽使用方法及び保守点検方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.0時間
関係法令	安衛法・安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実 技 科 目	範 囲	時 間
墜落制止用器具の使用等方法	①墜落制止用器具のフルハーネス装着方法 ②墜落制止用器具のランヤード取付設備等への取付方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

この講習の修了者には、当日修了証を交付します。

旧姓・通称併記希望の方は確認できる公的機関の証明書（本証）を

講習日当日必ずお持ち下さい。

4. 講習料金

会員 11,990円（消費税、テキスト代込） 非会員 14,190円（消費税、テキスト代込）

受講取消の場合原則として、講習料金はお返し致しません。お手続きは講習日の7日前までに完了願います。

5. 振込口座

銀行名：三井住友銀行 船橋支店 普通預金 1622377

口座名義：一般社団法人 船橋労働基準協会

6. 持参していただくものなど

筆記用具および昼食をご持参下さい。

☆なお、講習会場に駐車場はありませんので、公共交通機関を利用するよう受講者に周知して下さい。

(該当を○で囲んで下さい。)

会員 非会員

FAX番号 047-433-4595

フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育申込書

受講日		※受講番号	
フリガナ		旧姓・通称併記希望の方は下記に記載下さい	
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日 生 (満 才)
住所	〒		
勤務先	名称	電話	
	所在地	FAX	
		所属担当者名	